

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年5月18日(月) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
5. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)
そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会を始めさせていただきます。先般のコロナウイルスの関係で、本総会より推進委員の参加を自粛させていただいております。今後の国の動向により通常総会に戻す際には事前にご連絡をさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。暑くなってまいりましたが、本日もご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお祈いします。
- 事務局 長 ありがとうございます。本日の案件については、事務局担当者が地区委員から事前に内容を聞き取っておりますので事務局が代読という形で進行させていただきます。それでは、ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお祈いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに太田委員、尾上委員、よろしくお祈いします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。議案資料1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和2年度瀬戸内市農業委員会第1回総会で転用許可と議決されました、有限会社牛窓運送1件、株式会社福田鉄工1件、株式会社大建地所NEX1件、合計3件の農地法5条許可申請につきまして、転用面積が1,000㎡を超えておりましたので、瀬戸内市開発協議会へ諮問したところ、令和2年4月27日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けましたので、同日の27日付けで許可したことを報告したものとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお祈いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の■■■さんは現在東京に住んでおり、耕作を行うことができない状態となり、代わりに耕作を行う人を探していました。譲受人である■■■さんが耕作をしていくということになり話がまとまったため贈与することになりました。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件、2番案件、3番案件について、事務局お願いします。

事務局 担当委員さんに代わりまして、1番案件についてご説明します。譲受人は現在農業を行っており、譲渡人の■■さんが所有する本案件の農地が耕作されておらず、荒れていたところ譲受人の■■さんから耕作したいと申し出があったため、譲ることになりました。また、特に周辺農地への問題もないと思われま

す。次に、2番案件についてご説明します。譲受人の■■さんは現在行っている農業の規模拡大を考えていたところ、譲渡人である■■さんが耕作をしていない農地があるということで購入したい旨を伝えたところ了承を得ることができ、話がまとまりました。特に問題はありませ

ん。次に、3番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは現在東京に住んでおり、耕作を行うことができない状態となっています。代わりに耕作を行う人を探していたところ譲受人である■■■さんが耕

作をしていくということになり話がまとまったため、贈与することになりました、周辺農地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福中966-1」。地目は「畑」。面積は1,747㎡。「邑久町福中966-2」。地目は「畑」。面積は642㎡。転用目的は「露天農機具置場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。

【2番案件】

申請人「岡山市東区■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福中969-1」。地目は「畑」。面積は333㎡。「邑久町福中969-2」。地目は「畑」。面積は186㎡。「邑久町福中970-1」。地目は「田」。面積は1,030㎡。「邑久町福中971-1」。地目は「畑」。面積は741㎡。転用目的は「露天資材置場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。パルグリーンゴルフクラブから南に約100mところに位置しております。以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、事務局、お願いします。

事務局 担当委員さんに代わりまして、1番、2番案件についてご説明させていただきます。まず、本案件は申請者からの事後報告となっております。隣地の同意許可も受けており、排水についても問題がなく、書類上は特に問題がないと判断しました。後日現地の確認もしております。転用目的が資材置き場、農機具置場ということで計画をだされているので、今後地域や農業委員会と連携し現地の確認をしていこうと思います。周辺農地への影響はないため問題はないと思われまます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料4頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

借人「牛窓町牛窓19番地の1 建設業 石田重工業株式会社 代表取締役 石田 茂樹」。貸人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■■■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜2682」。地目は「畑」。面積は619.50㎡。転用目的は「露天資材置場」。農用地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域内農地であり、一時転用申請の農地でもあります。期間は令和■■年■■月■■日～令和■■年■■月■■日までとなっております。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。ヤマト運輸から南へ約250mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町下山田■■■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■」。譲渡人「岡山市中区■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町下山田1306-1」。地目は「畑」。面積は13

スペースが足りないため、隣地である本案件の土地を借りれないかと貸人に相談したところ了承していただき話がまとまりました。本案件土地は農用区域内であるため、一時転用という形で申請をしております。隣地の承諾や排水先等の協議は整っておりますので特に問題はないと思われま

次に、2番案件についてご説明します。本件の譲受人である市本氏の車を駐車するスペースが現在なく、自身が居住する家の前の畑を駐車場用地として利用したいとのことでした。特に隣地への影響もないので特に問題ないと思

次に、3番案件についてご説明します。本件の土地は農業を行う譲渡人の息子が分家住宅を建て、今後も家族で農業を行いたいとのことでした。排水関係や隣地農地への影響も特にないので問題ないと思

次に、4番案件についてご説明します。本件土地は昨年駐車場用地として一時転用の許可がされている場所であり今年永年転用が可能となり、話がまとまったため、申請にいたしました。隣地等の問題も特にありませんので問題ないと思

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目～7頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いいたします。

事 務 局 まず、今後の予定を申し上げます。6月の総会につきましては、6月10日水曜日に瀬戸内市役所 大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいします。7月の総会につきましては、7月9日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度5月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年5月18日

議 長

署名委員

署名委員